

福島特措法における中期計画の位置付け

■ F-REIが主務大臣から中期目標の指示を受けたとき(※)に作成する、当該目標を達成するための7年間の計画。主務大臣への計画の認可申請に当たり、あらかじめ、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならない。（法第113条）

※4/1に主務大臣からF-REIに対して中期目標を指示。

中期計画（案）の構成

I. 序文・前文

- ▶ 法人設立の目的、法人の位置付け、主要業務
- ▶ 第一期期間の重点事項：「基盤作りと存在感の提示」

II. 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ▶ 【研究開発】
研究開発(※)、研究開発環境の整備、研究開発に係る情報収集等
※ ①ロボット ②農林水産業 ③エネルギー
④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用
⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信
- ▶ 【産業化】
産学連携体制の構築、広報・情報の発信等、戦略的な知的財産マネジメント
- ▶ 【人材育成・確保】
大学院生等・地域の未来を担う若者世代・企業の専門人材等を対象とした人材育成、人材確保

III. 研究開発等業務の運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ▶ 大学や他の研究機関等との連携、効果的・効率的なマネジメント体制の確立 等

IV. 予算、収支計画及び資金計画

V～Ⅷ. 短期借入金の限度、剰余金の使途 等

IX. その他主務省令で定める研究開発等業務の運営に関する事項

- ▶ 施設及び設備、人事、認知度向上や多様なパートナーシップの構築、規制緩和に向けた取組等に関する計画 等

県知事意見（案）の概要

～地域と共に世界に誇る研究開発成果を実現し、福島の復興・再生に資するとともに、中期目標の達成に向けて実効性のある計画へ～

- 原子力災害に見舞われた本県は、長期の避難や帰還困難区域の存在、廃炉、汚染水・処理水、急激な人口減少など原子力災害に起因する特有の課題が山積し、中長期的な対応が不可欠である。
- F-REIは、原子力災害からの福島の復興と再生に寄与するため、「創造的復興の中核拠点」として、浜通り地域等をはじめ県全体の復興に資する拠点となることが強く求められている。
- また、F-REIは、イノベーションの力により、日本の産業競争力を強化する世界に誇る研究成果を福島の地から生み出すとともに、その成果の還元等を通じて、産業集積、人材育成を図りながら、地元に着し、親しまれる存在になることも重要である。
- 中期計画が、地域と共に世界に誇る研究開発成果を実現し、福島の復興・再生に資するとともに、中期目標の達成に向けて実効性ある計画となるよう、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地から意見する。
- 県としても、F-REI、国、市町村、大学、研究機関、企業、教育機関等と共に力を合わせ、F-REIがイノベーションの力で切り拓く福島の新しい未来創りをしっかりと支えていく。

【世界に誇る最先端の研究開発等の推進】

- 福島の優位性を発揮できる5分野の横断的研究等、世界に冠たる拠点としての魅力・知名度を向上する世界最先端の研究開発の推進及び理解の醸成
- 50程度の研究グループ体制の計画的な整備、研究機器など国内外の優れた研究者等の集積につながる魅力的な研究開発環境の整備
- 県内外の企業が積極的かつ柔軟に参画できる産学連携体制の構築、研究成果の活用促進
- 地域との対話を通じた人材育成ニーズの把握、大学院生、地域の未来を担う若者世代、企業の専門人材を対象とした人材育成の推進
- 本計画に記載されなかった新産業創出等研究開発基本計画の内容の実現に向けた検討

【地域に根差した取組の推進】

- 地域の声を継続的に把握し、新しい研究テーマ設定等へ活用するなど、原子力災害後の福島が抱える中長期的な課題の解決に向けた取組
- 施設整備前からの県内での研究開発や産業化・社会実装、人材育成等の取組
- 福島ロボットテストフィールド等の県内の実証フィールド、施設・設備、未利用地等の活用
- 県、福島イノベーション・コースト構想推進機構と共にイノベ構想の先行的取組と緊密に連携、県内の様々な主体とのパートナーシップの構築
- F-REIの設置効果の広域的波及、地域の復興・再生に裨益する取組の推進
- 講演会、展示会、その他の地域のイベント等への積極的な参加等

【着実な計画実行に向けた運営基盤の構築等】

- 中期計画を着実に実行するための組織上、財源上の長期・安定的な運営基盤の構築
- 外部の専門家・有識者の活用など適切な評価体制の構築、PDCAサイクルの徹底
- 福島の復興・再生に貢献する研究開発ニーズや科学技術の進展、世界の研究開発の動向等の把握、研究開発等の進捗・成果、取り巻く状況の変化等を踏まえた本計画の見直し